

平成23年3月22日

各 位

理 事 尾 山 眞之助

大阪府労働委員会からの命令を受けての大学としての考え方について

日頃から大学の業務にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび、大阪府労働委員会から、大阪大学箕面地区教職員組合及び大阪大学教職員組合を申立人とする不当労働行為救済申立てについて、その申立てを概ね認容する旨の命令書が交付されました。

本件申立ては、団体交渉において、被申立人である大学がその時間帯を昼休みに限定している等と申立人組合が主張し、これが不当労働行為に当たるとして、行われたものですが、申立人組合の主張は、勤務時間内における有給での団体交渉実施を当然とする考え方に立っておりました。

これに対して、その人件費の大半を運営費交付金で賄っている国立大学法人として、勤務時間内は職務に専念する必要がある（いわゆるヤミ専従問題が発覚して以降、国家公務員においてもこのことは強調されている）こと、勤務時間中の団体交渉は学生サービス等の低下を招く恐れもあること、および勤務時間終了後に団体交渉を行う場合にも大学側職員に超過勤務手当の支出が必要になること等から、国民（＝納税者）の理解を得るためには、昼休みを中心とした時間帯に団体交渉を開催することが最も合理的であり、かつ団体交渉が昼休みの前後にわたることについても大学側としては常識の範囲内でこれを認める等、ケース・バイ・ケースで対応していること等の事実を縷々説明致しましたが、府労委では、残念ながらこうした大学側の主張は認められませんでした。

そこで、大学としては、大阪府労働委員会の命令を不服として、労働組合法の定めにより、今般、中央労働委員会に再審査の申立てを行うことに致しました。

労働組合から団体交渉の申入れがあれば、これに誠意をもって応じるという点において大学の姿勢は一貫しております。しかし、国民の税金によって運営されている国立大学法人として、団体交渉の時間帯等については一定の配慮が必要であるという観点も必要であると、大学は考えております。

以上、ご理解をたまわりますよう、何卒よろしく願いいたします。

以 上